

清須市地域防災計画

－ 4 災害復旧・復興計画－ (風水害等災害・地震災害)

4 災害復旧・復興計画

■あらし

全体として、6の章から構成される。

大規模災害時には、多くの市民が死傷し、家族や家財等を失う。また、ライフライン施設の損壊等により、かなりの社会的混乱が生ずることが予想される。この編では、これらの混乱を速やかに収拾するための復旧・復興計画を取りあげている。

第1章では、大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るために、復興計画の策定、国や他の普通地方公共団体の職員の派遣要請について記載している。

第2章では、市民生活再建のために国・県・各機関及び市が行う各種援助施策のあらしを示すとともに、「激甚災害の指定」について記載している。

第3章では、復旧・復興に際して、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある災害廃棄物の処理や環境汚染事故の防止、処理の手順等を記載している。

第4章では、大規模地震により被災した地区の復興を行うために必要な震災復興都市計画の決定手続きについて記載している。

第5章では、被災者の生活再建等に向けた支援として、被災証明書の交付手続きや住宅の供給、全国から寄せられる「義援金の受入れ・配分」の手順等を記載している。

第6章では、被災した中小企業、農業者に向けた支援として、支援情報の提供及び相談窓口の設置、金融支援等について記載している。

第1章 復興体制

■基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興計画等の策定

1 市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施する。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手續及び指定を受けた場合の手續等を行う。
- 暴力団等による義援金等の不正受給及び復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努める。

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施する。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 下水道災害復旧事業
 - エ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚法に基づき援助される事業は次の

とおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、市又は県からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

1 市における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 激甚災害指定の手続

激甚災害指定の手続は、おおよそ次のとおり行われることになる。

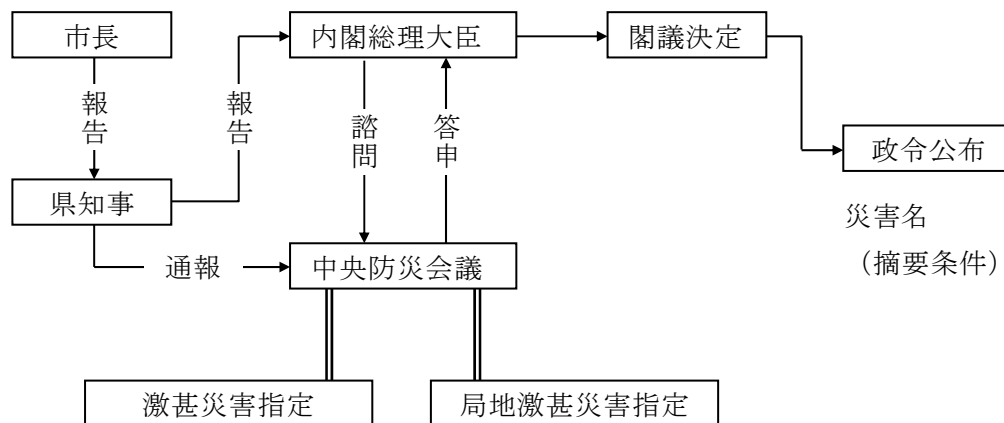
(1) 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。

(2) 県知事は市長からの報告内容により、必要と認めたときは、内閣総理大臣に報告する。

（以上は災害対策基本法第53条による）

- (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき必要と認めたときは、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (4) この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。

以上のように行われる手続の流れを図に示すと次のとおりになる。



3 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して災害状況等を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

4 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

5 特別財政援助額の交付手続

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）

第3節 暴力団等への対策

1 市及び県における措置

- (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用する等、暴力団排除活動を徹底する。

- (2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備する等、必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

■基本方針

- 市等関係機関は、被災後、県と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。
- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

第1節 災害廃棄物処理対策

1 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬、処分を行う。

イ 災害廃棄物処理にあたっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

2 ごみの収集・運搬、処分

(1) 実施内容

ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。

また、収集・運搬したごみは焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものは破砕処理や埋立処分等を行う。

なお、これらの収集・運搬、処分については、以下の項目を参考にし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

ア 任務の緊急度に応じて、収集・処理すべき「ごみ」を避難所その他の拠点施設から排出される「生活ごみ」、救護所その他の医療対策拠点施設から排出される「医療廃棄物」、そして緊急活動用道路の安全な交通機能確保のために必要な限度における道路上の「堆積ごみ」と対象区分を設定する。

イ 防疫対策上緊急に収集・処理すべき「ごみ」を最優先で収集する。

ウ 避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集する。

エ 被害の甚大な地域を最優先で収集する。

オ 中間処理（焼却・破砕）の緊急性が低い「ごみ」については、「仮置場」に一旦搬送する等して、被災地・被災施設からの搬出を最優先で行う。

カ 「災害生活情報誌」等を通じて、市民・事業所等の理解・協力が得られるよう事前に十分な広報活動に努める。

キ 事業所や道路占有物等における、有害物質の流出・漏洩については、関係機関の協力を得て適切な応急措置を講じ、2次的な被害の発生を未然に防止する。

ク フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(2) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生直後の 緊急措置	災害発生後 3日目まで	● ごみの発生状況（要収集施設・場所、量、質等）の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ● 緊急活動用道路上の堆積物のうち、安全な通行を確保するため必要な限度における収集・搬出措置 ● 有害ごみ発生状況の把握及び当面の危険防止措置 ● 第1次処理対策実施計画の検討及び体制の確立 ● 市民・事業所に対するごみ分別・排出抑制等の協力要請及びその他収集計画に関する広報
第1次処理対策 (避難所開設期間)	災害発生後 4日目以降 14日目まで	● 第1次処理対策の実施 ○ 避難所・医療対策施設からの収集 ○ 要配慮者専用施設からの収集 ○ その他拠点施設からの収集 ○ 被災地放置ごみの収集 ● 適切なフロン回収等、有害ごみに対する安全対策上、必要な措置 ● 第2次処理対策実施計画の検討及び体制の確立
第2次処理対策 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	● 第2次処理対策の実施 ○ 市ごみ処理施設における中間処理 ○ 仮置場における中間処理 ○ 最終処分 ● 有害ごみに対する安全対策上必要な措置 ● 平常時収集体制への移行

(3) 大規模災害が発生した場合

市は、廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬機材、仮置場及び処分場を確保す

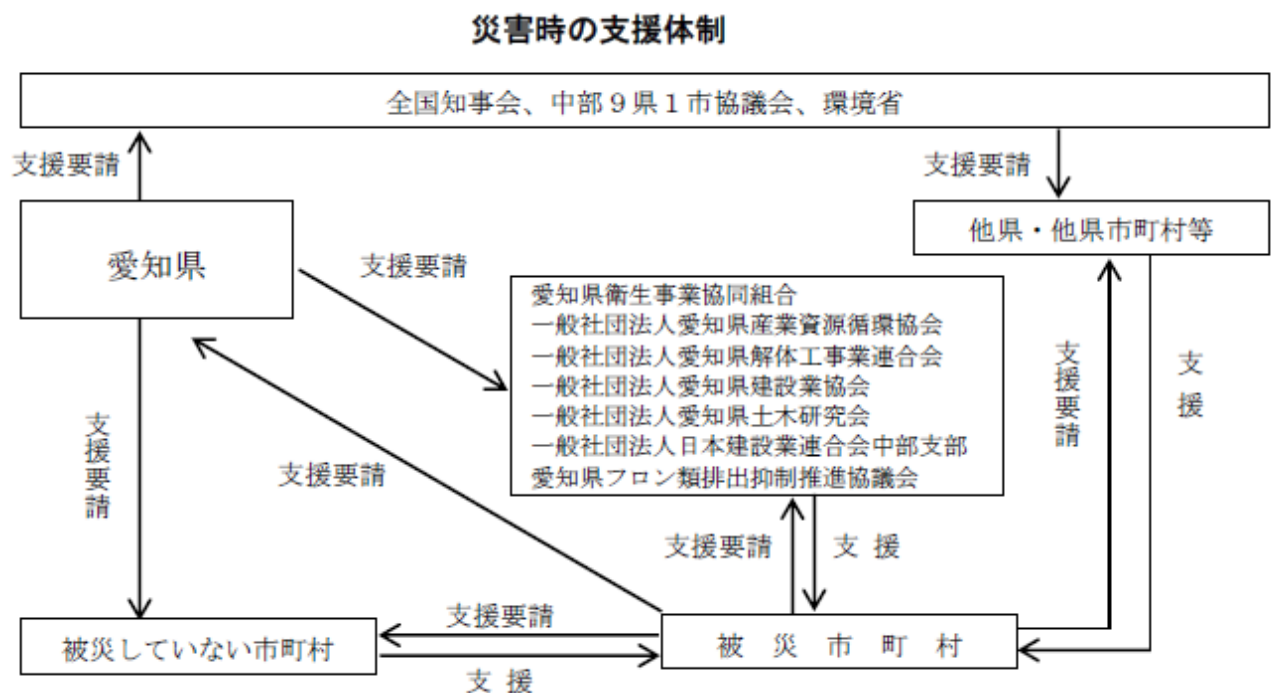
るとともに、県及び周辺市町と密接な連絡の下に処理体制を確立する。

特に、がれき処理については、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。

(4) 激甚な大規模災害が発生した場合

市は、県又は他の市町村に被災状況に応じた支援・要請をし、廃棄物の円滑な処理を推進する。

【災害時の支援体制】



3 し尿の収集・処分

(1) し尿の収集・処分の実施

し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急汲取りを要する地域から実施し、収集したし尿は、し尿処理施設に投入し、処分する。

なお、し尿の収集・処分については、以下の項目を参考にし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

ア 防災拠点施設及び被害甚大な地域を優先的に収集する。

イ 避難所等においては仮設トイレの設置によるし尿の収集・処理を行う。

ウ 仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材及び要員、処理施設の確保については、収集委託・許可業者の全面的な協力を得るとともに、県を通じて広域的又は全国的な応援体制の確立により対処する。

エ し尿処理対策の実施にあたっては、災害広報等を通じて、市民・事業所等の理解・協力を得られるよう、事前に十分な広報活動を行う。

(2) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・国・関係機関等と協議して決めるが、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生直後の 緊急措置	災害発生後 3日目まで	● し尿の要収集施設・場所、量、質等の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ● 仮設トイレの補充確保及び必要な箇所への設置
		● バキュームカーの補充確保 ● 第1次処理対策実施計画の検討及び体制の確立 ● 市民・事業所に対する仮設トイレの設置場所、利用上の留意事項及び収集計画に関する広報
第1次処理対策 (避難所開設期間)	災害発生後 4日目以降 7日目まで	● 第1次収集対策の実施 ○避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集 ○その他仮設トイレからの収集 ● し尿の広域的処理（市の処理能力を上回る場合） ● 第2次処理対策実施計画の検討及び体制の確立
第2次処理対策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	● 第2次収集対策の実施 ○汲取り地域からのし尿の収集 ○避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集 ○その他仮設トイレからの収集 ● し尿の広域的処理（市の処理能力を上回る場合） ● 平常時収集・処理体制への移行

4 応援協力関係

県及び市町村等は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

第4章 震災復興都市計画の手続

■基本方針

○県及び市は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合等に、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続の詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

第1節 第一次建築制限

1 市における措置

(1) 指定手順

緊急復興都市計画整備地区の指定は次の手順により行う。

ア 市街地の被災状況を把握する。

イ 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に県（建築指導課）に申出を行う。

ウ 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興にあたっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

2 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

県及び市は、基本方針を踏まえた上で発災後2か月以内に都市復興の骨格部分の考え方を示

した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市町村都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2か月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手續等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市が都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定について

1 都市復興基本計画の策定と公表

県及び市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定にあたっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講じる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6か月を目途）に行う。

第5章 被災者等の生活再建等の支援

■基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 罹災証明書の交付等

1 市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

被害の規模と比較して市の体制・資機材の身では不足すると見込まれる場合には県に支援を要請し、住家等の被害の程度の調査について県の協定締結団体の支援を受ける。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 市における措置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 罹災証明書の発行

市は、住家（現実に居住のために使用している建物）が風水害等により被害を受けた者等から、住家について申請があった場合は、災害対策基本法第90条の2第1項に基づき、罹災証明書を発行する。

ア 発行の手続

災害対策本部に集約された個別調査結果に基づき、「被災者台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対し、「被災者台帳」により確認の上、発行する。

なお、「被災者台帳」により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に

判断できるときは「罹災証明書」を発行する。

イ 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

- (ア) 全壊
- (イ) 大規模半壊
- (ウ) 中規模半壊
- (エ) 半壊
- (オ) 準半壊
- (カ) 準半壊に至らない（一部損壊）
- (キ) 床上浸水
- (ク) 床下浸水

ウ その他

「罹災証明書」については、証明手数料を徴収しない。

(3) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

1 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

イ 清須市被災者生活再建支援金支給要綱

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため実施する支給制度である。

そのあらましは、以下のとおりである。

対象となる災害	自然災害				
支給対象者	被災世帯の世帯主				
支給金の額	《複数世帯（世帯の構成員が複数）の場合》（単位：万円）				
	住宅の被害程度	住宅の 再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計

	全壊世帯 半壊解体・敷地 被害解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
		補修	100	100	200
		賃貸	100	50	150
	大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
		補修	50	100	150
		賃貸	50	50	100
	中規模半壊世帯	建設・購入	0	100	100
		補修	0	50	50
		賃貸	0	25	25
	《単数世帯（世帯の構成員が単数）の場合》（単位：万円）				
	住宅の被害程度	住宅の 再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
	全壊世帯 半壊解体・敷地 被害解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
		補修	75	75	150
		賃貸	75	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
		補修	37.5	75	112.5
		賃貸	37.5	37.5	75
	中規模半壊世帯	建設・購入	0	75	75
		補修	0	37.5	37.5
		賃貸	0	18.75	18.75
経費負担	県2分の1、市2分の1				

(2) 災害弔慰金等の支給

ア 災害弔慰金

「災害弔慰金の支給に関する法律」の規定に基づき制定した「清須市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する弔慰金の支給制度である。

そのあらましは、以下のとおりである。

対象となる災害 (自然災害)	ア 清須市において5世帯以上の住家が滅失した災害 イ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ウ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で厚生労働大臣が認めたもの
支給対象者	死亡者の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母
支給限度額	ア 死亡者が、その遺族の生計の主たる維持者のとき 500万円 イ その他のとき 250万円
経費負担	国4分の2、県4分の1、市4分の1 ただし、県、市の負担分は特別交付税で算定される。

イ 災害障害見舞金

市が、「災害弔慰金の支給に関する法律」の規定に基づき制定した「清須市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する障害見舞金の支給制度である。

そのあらましは、以下のとおりである。

対象となる災害	災害弔慰金に同じ
支給対象者	上記の災害により法別表に定める程度の障害を有する者となった者
支給限度額	ア 障害者が、その属する世帯の生計の主たる維持者のとき 250万円 イ その他のとき 125万円
費用負担	災害弔慰金に同じ

ウ 災害援護資金

市が、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき制定した「清須市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する貸付制度である。

そのあらましは以下のとおりである。

対象となる災害	ア 清須市に災害救助法が適用された場合の災害 イ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害	
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主。ただし、その世帯の前年の総年間所得が次の額未満の世帯に限る。 ① 世帯構成人数 1人の場合 … 220万円 ② “ 2人 “ … 430万円 ③ “ 3人 “ … 620万円 ④ “ 4人 “ … 730万円 ⑤ “ 5人以上 … 730万円に加えて (世帯構成人数 - 4人) × 30万円 (注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和	
貸付金額(限度額)	ア 世帯主の療養期間1か月以上の負傷 150万円 イ 家財等の損害 ① 家財の1/3以上の損害 150万円 ② 住居の半壊 170万円 ③ 住居の全壊 250万円 ④ 住居全体の滅失又は流失 350万円 ウ ア、イが重複した場合 ① アとイの①の重複 250万円 ② アとイの②の重複 270万円 ③ アとイの③の重複 350万円 エ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ① イの②の場合 250万円 ② イの③の場合 350万円 ③ ウの②の場合 350万円	
貸付条件	貸付利率	年1% (据置期間中は無利子)
	据置期間	3年 (特別の事情がある場合5年)
	償還期間	10年 (据置期間を含む)
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦

財源	貸付原資の3分の2を国庫負担、3分の1を県負担
----	-------------------------

(3) 税の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税等の義務を一時的に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

ア 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付又は納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまった後、2か月以内に限り、当該期限を延長する。

(ア) 災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

(イ) その他の場合、災害がおさまった後、被災納税義務者等による申請があったときは、市が納期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(地方税法第15条)

ウ 減免

被災した納税義務者等に対し該当する各税目等について次により減免を行う。

【減免措置の対象となる税目等】

税 目	減免の内容
個人の市民税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 (市税条例第51条)(地方税法第45条)
固定資産税 都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。(市税条例第71条)(地方税法第702条の8第7項)
国民健康保険税	被災した納付義務者の状況に応じて減免を行う。 (国民健康保険税条例第24条の2)

(4) 県税・国税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分等の執行の停止等及び減免の措置を災害の状況により実施する。

(5) 広報

租税の納税緩和・減免措置等に関する広報活動については、災害対策本部が設置される期間においては、応急対策計画の広報対策により行う。また、災害対策本部廃止後においては、「広報清須」若しくはチラシの配布等により行う。

(6) 援護資金・住宅資金等の貸付

ア 災害援護資金

市が、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき制定した「清須市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する貸付制度である。

そのあらましは以下のとおりである。

対象となる災害		ア 清須市に災害救助法が適用された場合の災害 イ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
貸付対象者		上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主。ただし、その世帯の前年の総年間所得が次の額未満の世帯に限る。 ① 世帯構成人数 1人の場合 … 220万円 ② “ ” 2人 “ … 430万円 ③ “ ” 3人 “ … 620万円 ④ “ ” 4人 “ … 730万円 ⑤ “ ” 5人以上 … 730万円に加えて (世帯構成人数 - 4人) × 30万円 (注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和
貸付金額(限度額)		ア 世帯主の療養期間1か月以上の負傷 150万円 イ 家財等の損害 ① 家財の1/3以上の損害 150万円 ② 住居の半壊 170万円 ③ 住居の全壊 250万円 ④ 住居全体の滅失又は流失 350万円 ウ ア、イが重複した場合 ① アとイの①の重複 250万円 ② アとイの②の重複 270万円 ③ アとイの③の重複 350万円 エ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ① イの②の場合 250万円 ② イの③の場合 350万円 ③ ウの②の場合 350万円
貸付条件	貸付利率	年1% (据置期間中は無利子)
	据置期間	3年 (特別の事情がある場合5年)
	償還期間	10年 (据置期間を含む)
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦
財源		貸付原資の3分の2を国庫負担、3分の1を県負担

イ 生活福祉資金

市社会福祉協議会が、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき予算の範囲内で、災害援護資金の貸付を行う制度である。貸付内容その他制度のあらまきは、以下のとおりである。

なお、市条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

貸付対象		低所得世帯等（生活保護基準額の概ね1.7倍以内）のうち他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
貸付金額		一世帯 150万円以内
貸付条件	据置期間	貸付の日から1年以内（特別の場合2年以内）
	償還期間	据置期間経過後7年以内
	貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）
	保証人	以下の条件を満たす連帯保証人1人以上が必要 ア 原則として、借受人と同じ清須市に居住し、その世帯の更生に熱意を有する者 イ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦
申込方法		官公署の発行する罹災証明書を添付し民生委員・児童委員を通じ、市社会福祉協議会へ申込む

ウ 災害復興住宅融資

独立行政法人住宅金融支援機構が行う被災者向け低利融資制度である。地震、豪雨、噴火、津波等の自然現象により生じた災害により被害を受けたものに関し、住宅の建設・購入資金、補修資金の融資が行われる。

建設部長及び関係各部長は、それぞれの事務分掌に基づき、該当する市民に対する制度適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

(7) その他の生活確保

被災者の生活確保に関する、その他関係機関の対応には以下のような項目がある。

機関名	生活確保の取扱い
国（名古屋中公共職業安定所）	(1) 雇用保険の失業給付に関する特別措置 災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。 (2) 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずることとする。 ア 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。 イ 制度の周知徹底 市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。

機関名	生活確保の取扱い
日本郵便株式会社 東海支社 (市内各郵便局)	災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。 (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。 【旧：災害が発生した場合、公衆の被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便郵政事業にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。】 (1) 郵便関係 ア 小包郵便料金免除 郵政大臣が公示した場合は、被災者の援護を行う地方公共団体又は日本赤十字社にあてた救助物資を内容とする小包郵便物の料金を免除する。 イ 郵便はがき等の無償交付 災害救助法適用時に、被災1世帯あたり、はがき5枚及び郵便書簡1枚を交付する。 ウ 利用の制限又は業務の停止 重要郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限又は業務の一部を停止することがある。 (2) 電報電話関係 被災地の郵便局において、被災者の利用する災害関係電話については、西日本電信電話株式会社と連絡の上、料金免除又は後払い等の措置を実施する。 (3) 郵便局関係 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。
日本放送協会	(1) NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 (2) 被災者の受信料免除 (3) 状況により避難所へ受信機を貸与する。
西日本電信電話株式会社	(1) 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。 (2) 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱い所に掲示する等の方法により周知する。

(8) 被災者生活再建支援制度

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づいて全国の都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより、被災者を支援する制度が創設された。清須市においても、東海豪雨では5世帯が適用となった。

この制度のあらましは以下のとおりである。

【被災者生活再建支援制度の概要】

法 律 名		被災者生活再建支援法				
法の性格		自然災害被災者の自立した生活の開始の支援				
対象災害		1 災害救助法適用区域における災害又はこれに準ずる自然災害（1つの市町村で全壊10世帯以上又は1つの都道府県で全壊100世帯以上）（5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、上記に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害） 2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村を含む都道府県内の市町村で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した人口10万人未満の市町村				
支 援 金 の 支 給	対象世帯	《複数世帯（世帯の構成員が複数）の場合》（単位：万円）				
		区分	住宅の 再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
		全壊世帯	建設・購入	100	200	300
			補修	100	100	200
			賃借	100	50	150
		大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
			補修	50	100	150
			賃借	50	50	100
		中規模 半壊世帯	建設・購入	0	100	100
			補修	0	50	50
			賃借	0	25	25
		《単数世帯（世帯の構成員が単数）の場合》（単位：万円）				
		区分	住宅の 再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
		全壊世帯	建設・購入	75	150	225
			補修	75	75	150
			賃借	75	37.5	112.5
		大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
			補修	37.5	75	112.5
			賃借	37.5	37.5	75
		中規模 半壊世帯	建設・購入	0	75	75
			補修	0	37.5	37.5
			賃借	0	18.75	18.75
	財源	基金は都道府県的全額積立による。 ただし、支援金の額の1/2は国補助金				
手続		支援金の支給については、被災者の生活再建が行われるよう、市は被災住民が提出した申請書を取りまとめ、速やかに県に送付するとともに、国、県等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施の徹底を図る。 申 請 <u>被災者</u> → 市町村窓口 → 県 → 支援基金 決定通知 <u>被災者</u> ← 市町村窓口 ← 県 ← 支援基金 送 金 <u>被災者</u> ← 支援基金				

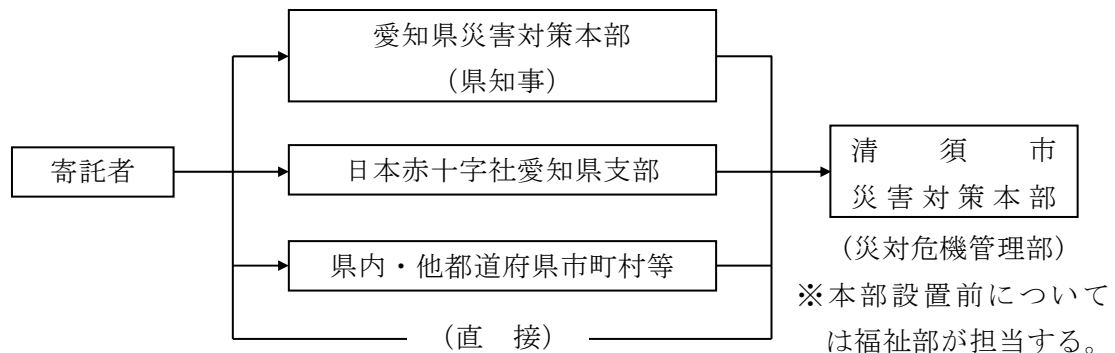
(9) 義援金の受入れ・配分

ア 義援金の受入れ

清須市に届けられる義援金は、以下に示すような経路により清須市に寄託されるが、

義援金の受入れは、清須市に直接寄託された分の受付けも含め市民環境部市民班が担当する。

なお、義援金の受付けに際しては、受付け記録を作成し、以下に定める保管の手続を行うとともに、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。



イ 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、会計班において市の指定口座をつくり市指定金融機関に保管する。なお、管理に際しては受払簿を作成しなければならない。

ウ 義援金の配分

(ア) 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、これにより行う。

(イ) 被災者に対する配分にあたっては、県、日本赤十字社愛知県支部と連絡をとり相互に協力して行う。

(ウ) 義援金配分委員会の事務局業務は、市民環境部市民班が担当する。

(10) 義援品の受入れ

県において仕分された義援品、市に寄せられた義援品については、他の救援物資と同様にして、市民環境部市民班が受入れから配分までの業務を行う。

第4節 住宅等対策

1 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設する。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

第5節 労働者対策

1 職業のあっせん等

被災により離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっせんについては、愛知労働局が以下に示す措置を講ずることとしている。

災害の状況によりその必要があると認めたとき、離職者の状況を把握し愛知労働局に報告する。また、早期再就職を促進するため必要と認めた場合は、市トータルケアセンターにおける臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

- (1) 災害による事業の閉鎖、又は事業活動の縮小等により失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業をはじめ他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保に努める。
- (2) 被災者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため必要に応じ相談窓口を各公共職業安定所に設置する。
- (3) 激甚災害に指定された地域の企業（雇用保険適用事業所）に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものとみなして激甚災害法第25条に基づき雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の約4.5割～8割に相当する額）を支給する。

第6章 商工業・農林水産業の再建支援

■基本方針

○被災した中小企業、農業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

1 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市町村、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。

また、商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、経済環境適応資金災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討

県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。

(4) 観光振興

県は、必要に応じて、被災した観光資源の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。

2 市における措置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農業の再建支援

1 県（農業水産局、農林基盤局）における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

「第2章 公共施設等災害復旧対策」参照

2 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

「第2章 公共施設等災害復旧対策」参照

